

調布市学童クラブ第三者評価  
評価結果報告書  
令和4年度

調布市社会福祉事業団  
ゆずのき学童クラブ

株式会社フィールズ

# 目次

## サービス第三者評価結果報告書

---

### ◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 総評

### ◆第三者評価結果(共通評価)

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

#### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

#### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

### ◆第三者評価結果(内容評価)

#### A-1 育成支援

- A-1-(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備
- A-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援
- A-1-(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援
- A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援
- A-1-(5) 適切なおやつや食事の提供
- A-1-(6) 安全と衛生の確保

#### A-2 保護者・学校との連携

- A-2-(1) 保護者との連携
- A-2-(2) 学校との連携

#### A-3 子どもの権利擁護

- A-3-(1) 子どもの権利擁護

## 福祉サービス第三者評価結果の概要

### ①第三者評価機関名

株式会社フィールズ
-----------

### ②施設・事業所情報

名称:	ゆずのき学童クラブ
事業所代表者氏名:	中島 悦子
所在地:	調布市富士見町4-4-2
TEL/FAX:	TEL:042-444-6644

評価実施期間:	令和4年8月9日～令和5年5月31日
利用者調査実施期間:	令和4年10月25日～令和4年12月15日
訪問調査日:	令和5年3月8日
評価者合議日:	令和5年3月8日
評価結果報告日:	令和5年6月1日

### ③総評

◇特長や今後期待される点

#### 1)障害のある児童を積極的に受け入れています

2020年4月1日開設のゆずのき学童クラブは定員40名中健常児25名、知的障害児10名、身体障害児5名の利用枠を備えた放課後児童クラブで、市内全域在住で他の放課後児童クラブでは受入れが難しい子どもの受入れも行っていきます。互いの特性を認め合う「包容・参加」の考えのもと、健常児と障害児が同じ環境下で過ごしています。そのため手厚い人員配置や支援が行われています。障害児枠の子どもの他、健常児（学区内）枠でも、発達に偏りや遅れのある子どもが多く利用しており、いわゆる定型発達の子どものしたい遊びの保障が難しい部分もあります。

#### 2)市内全域からの送迎の対応をしています

障害児枠では、市内全域から送迎の対応を行っています。迎え先の学校数は現在6校にのぼり、実際の運転は運輸会社のドライバーに委託していますが、障害のある子どもの安全確保のため添乗の対応は職員が行っています。学校、学年、曜日により下校時間が異なるため、同じ学校に複数回往復することもあります。また自宅への送りでは最長の乗車時間は4～50分ほどかかることもあります。1日育成の場合は朝早くから自宅への迎えとなります。複数の車両、複数の職員で対応していますが、今後の利用児童の増大が見込まれる中、安全運行の維持が期待されます。

#### 3)インクルーシブな支援の継続が期待されます

健常児のみならず障害児また発達にかたよりのある子どもが増えつつあり、利用希望者も多く、今後利用する子どもの構成は変化が見込まれる状況です。現在行われているインクルーシブな環境の維持には福祉人員の増加だけではなく、遊び場の確保などの物理的な問題や、放課後児童クラブとして健常児の満足を如何に保つかなど、今後の提供するサービスの方向性や質にも影響があらわれる懸念もあります。互いの存在を受容し交流する現在のサービスなど、今後ともインクルーシブな支援の継続が行なわれる施策が期待されます。

## 第三者評価結果（共通評価基準）

\* 全ての評価細目(44細目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

判断基準

a	評価細目を実施している
b	評価細目を実施しているが十分ではない
c	評価細目を実施していない

\* 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
評価細目	第三者評価	コメント
1 ① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	<b>b</b>	法人の理念・方針はホームページに掲載しており、施設のパンフレットにも記載しています。職員への周知は、入職時に「調布市社会福祉事業団 ゆずのき学童クラブ 理念と支援の基本」が配付され周知されています。また、月に1度の職員会議でも理念の確認をしており、職員の行動規範となるよう継続的な取り組みが進められています。利用前の施設の見学会の際には、理念・方針を記載したパンフレットを配付していますが、利用中の子ども・保護者への周知は十分とは言えません。

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
評価細目	第三者評価	コメント
2 ① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	<b>a</b>	社会福祉全体の動向については、年に数回の市内放課後児童クラブ運営委託事業者連絡会等で情報を把握しています。また、月に1度、調布市の「民間施設長会議」にも主に主任が参加し、社会福祉事業全体の動向について把握できています。さらに、各地域では、地域の児童館が中心となり年に数回、運営会議を実施しており、地域の動向についても把握できています。学童クラブ全体の経営に関しては、調布市が担当しており、施設では市からの予算配分に基づき予算執行しています。

<p>3 ② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p>	<p>b</p>	<p>法人主催の「施設長会議」「経営戦略会議」には、理事長をはじめ経営層職員が参加し、施設の経営に関わる課題や問題点について共有がなされています。「施設長会議」「経営戦略会議」に向けて、各施設では、職員会議などのミーティングにて施設の課題や問題点を抽出しています。また、施設の課題や問題点については、調布市とも定期的な会議の中で共有しており、改善への取組を行っていますが、人材確保の面で具体的な解決策が課題となっています。</p>
------------------------------------	----------	---

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

評価細目	第三者評価	コメント
<p>4 ① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>	<p>a</p>	<p>法人では、法人内の各施設の代表者による「中長期計画策定委員会」が組織され、中長期計画が策定されています。「人材育成計画」「職場環境の整備」「施設整備計画」「資金積立計画」などが計画されるとともに、施設ごとに課題や問題点を抽出したアクションプランも策定されます。計画された中長期計画は必要に応じて「中長期計画策定委員会」が中心となり、各事業からの情報をもとに見直しをしています。</p>
<p>5 ② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>a</p>	<p>単年度の事業計画は、施設ごとに作成されています。事業計画の内容としては、「基本方針」「現状の課題」「行事計画」「重点項目」「事業内容」などが計画されています。事業ごとに作成された事業計画をもとに、各施設では、主任が中心となり、「年間目標及び指導の重点」が作成されています。内容としては、「指導目標」「指導の重点」「年間目標」「年間目標」を記載しています。調布市にも単年度の事業計画を提出しており、主な内容は行動予定表となっています。</p>

(2) 事業計画が適切に策定されている。

評価細目	第三者評価	コメント
<p>6 ① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>a</p>	<p>施設の事業計画は、法人内の施設ごとに策定された事業計画をもとに主任が中心となり、「年間目標及び指導の重点」が作成されています。内容としては、「指導目標」「指導の重点」「年間目標」「年間目標」が記載されています。作成にあたり、各施設の主任は、職員会議の場等にて話し合い、利用している子どもの背景をとらえたものとなるよう意識しています。年度末には、年間の振り返りを職員会議等で行っています。</p>

<p>7 ② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>b</p>	<p>施設ごとに作成された「年間目標及び指導の重点」の内容については、例年、4月に実施されている「保護者会」にて保護者に周知しています。子どもには施設内の掲示板に「今月の予定」を貼り出し、「年間目標及び指導の重点」の内容について周知しています。施設では、年に2回の保護者会、個人面談などを通して保護者とのコミュニケーションを図っています。年2回の保護者会はコロナ禍ということもあり、対面とオンラインでの参加を可能にし、感染面の配慮をしています。今後は、子どもや保護者に向けた周知への工夫が期待されます。</p>
--	----------	---

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

評価細目	第三者評価	コメント
<p>8 ① 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>b</p>	<p>施設では、毎日、日中に複数回ミーティングを行い、また月に1度の職員会議を通して、職員の子どもへの接し方などを振り返り、質の向上へつなげています。また、日々の日誌や引き継ぎ記録、保護者との連絡ノートを通してのやり取りの内容などを職員同士で共有することで、評価の場としています。また、要配慮児や要支援家庭に対しては、情報を調布市を始め、小学校や児童相談所などの関係機関と共有することになっており、施設として職員との話し合いのもと資料や会議録を作成しています。今後は今回の第三者評価受審のような、法人としての質の向上に向けたさらなる取り組みが期待されます。</p>
<p>9 ② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>b</p>	<p>施設では、毎年、調布市の主導のもと実施している保護者アンケートをもとに課題や問題点の改善に取り組んでいます。アンケートをもとに抽出された課題については、職員会議の場で共有し、課題や問題点に対しての解決、改善の方法を職員間で話し合っています。しかし、年度末に実施したアンケート結果が出る時期が6月になり、時差が生じてしまうことと、必ずしも全保護者からの回答ではないことから、法人として各施設でのより正確な課題抽出のための仕組み作りが期待されます。</p>

## II 組織の運営管理

## 1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 運営主体の責任が明確にされている。		
評価細目	第三者評価	コメント
10 ① 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	法人としての役割と責任については、「調布市学童クラブ及び調布市放課後子供教室事業ユーザー管理運営規程」「調布市立ゆずのき学童クラブ運営規程」に明記されています。また、各運営規程の職務分掌により、役割と責任が明記され、職員も常時確認できるような仕組みとなっています。法人としてのあり方については、定期的に機関紙等を通して発信されることが期待されます。
11 ② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	法人は厚生労働省が作成する「放課後児童クラブ運営方針」や児童福祉法などに基づいて、学童クラブの運営、管理に取り組んでいます。また、職員は調布市が主催する研修会や法人主催の研修会に参加し、子どもに関わる見識を深めています。今年度は、保育所での「不適切な保育」報道を受けて、虐待についての研修会や子どもの権利の研修会などに力を入れています。環境についての配慮として、調布市の民間施設長会にて、電気・ガス・水道の光熱費が公表され省エネの意識を高めています。
(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。		
評価細目	第三者評価	コメント
12 ① 放課後児童クラブの質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a	各施設の責任者である主任は、実際に育成現場に入ることで、職員のスキルや子どもの現状を把握しています。主任は把握した情報をもとに、職員に対し必要な指導や助言を行い、質の向上に努めています。法人では、「研修委員会」が組織され、質の向上を目的に「階層別研修会」「分野別研修会」など積極的に取組を行っています。また、調布市が実施する研修会への積極的な参加や職員が興味・関心のある外部研修への参加も推奨し、質の向上に努めています。
13 ② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	職員の人事に関しては法人本部で管理していますが、職員のシフト調整、勤怠管理などは各施設で行っています。購入品などの財務経理に関しては各施設の事務員・統括管理者で管理を行っています。法人では「両立支援プロジェクト」が組織され、産後育児休暇についての不安や取得の仕方などをサポートしたり、介護や育児の相談などの支援をするなど、働きやすい環境に努めています。また、「事務マニュアル委員会」が組織され、職員の異動の際などに画一化された事務業務ができるように取組が行われています。



## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 運福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

	評価細目	第三者評価	コメント
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	b	職員数については、調布市と予算などを相談しながら進めています。採用については、正規職員は法人本部で進めており、非常勤職員は施設で進めています。職員の採用方法は、法人のホームページ、ハローワーク、調布市の市報、各種の就職相談会、有料広告媒体などを活用しています。また、必要に応じて法人のオンライン就職相談会も実施していますが、人材確保の面では十分ではない状況です。人材の育成では、各種研修会を通して、進められています。
15	② 総合的な人事管理が行われている。	b	法人の「期待する職員像」として、「人材育成計画」に明記されており、入職時に職員にも周知されています。法人では、「目標管理型人事評価」をもとに人事基準を設け、評価しています。「目標管理型人事評価」には、「今期の目標」「達成水準」「期末の結果」などの項目があり、本人と上長の面談をもとに進められる仕組みとなっています。現在は、管理職のみの実施となっていますが、今後は一般職員へも実施する予定となっています。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

	評価細目	第三者評価	コメント
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	職員の残業や有給休暇の取得状況などは、毎月統括管理者と担当事務員によって確認がなされています。また、有給休暇は職員の希望に応じて取得できるよう配慮がなされ、必要に応じて有給休暇の取得を促すなど徹底されています。その他、職員の心身と健康と安全確保を目的とした取組として、法人内で衛生委員会を設置しているほか、年一回のメンタルヘルスチェックの実施や、希望者を対象とした保健師との面談も実施しています。ワークライフバランスに配慮した取組としては、両立支援プロジェクトを立ち上げ、風通しの良い職場環境作りを法人全体で行っています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

	評価細目	第三者評価	コメント
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	法人として「期待する職員像」を「人材育成計画」や「目標管理シート」に記載し、「求められる能力」を分かりやすくチェックリストにしています。また、年2回の個別面談を実施し、目標面談シートを用いて目標管理を実施する準備を進めています。現在、法人で作成している「研修計画(研修体系図)」と「人材育成計画」、「目標管理型人事評価」をリンクして、更なる職員育成に注力していく計画があります。今後、職員一人ひとりの目標設定を行っていくことが期待されます。



18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	研修体系図やそれに基づく研修受講履歴を作成し、職務や経験年数に応じた「求められる能力」を明確にした、組織的な職員の研修受講が行われています。また、法人内で研修委員会を設置し、研修計画の策定・啓発・推進と、個々の研修の企画等が行われています。今後、基本方針や研修計画の中に専門技術や専門資格を明示し、より充実した研修の計画を策定することが期待されます。
19	② 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	法人内研修のほか、調布市主催の研修やその他、外部研修に職員一人ひとりが専門知識・スキル向上、習得のための専門研修を受講できる体制が整備されています。また、統括管理者は職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の習得状況を把握しています。職員の経験年数や技術水準に応じた研修が受講できるよう、本人の希望を踏まえてシフトの調整等を主任が行っています。併せて、新任職員には経験年数の豊富な職員が個々に担当しOJTを行っています。その他、研修の情報については、法人内のメールや各施設内の掲示、共通サーバーなどで誰でも情報が得られるよう工夫がなされています。
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
評価細目		第三者評価	コメント
20	① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	「実習生の手引き」を作成し、実習生の受入れを行っています。法人としては今年度は、調布市役所のインターン実習生や福祉学科養成校の学生の体験実習の受入れ実績があります。調布市や養成校と連携し、実習中に養成校の実習担当者が巡回訪問して、実習生と面談するなど実習状況を確認し合い、より深い学びの場となるよう努めています。また、法人内において、指導者を育成する体制も整備されており、社会福祉士資格取得を支援する取組を行っているほか、講習会の積極的な参加を推奨しています。今後は研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、実習生受入れの継続的な取組が期待されます。

## 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

	評価細目	第三者評価	コメント
21	① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	a	ホームページ上に、理念や概要を掲載しています。情報公開としては、法人としての「情報公開規程」を設け、「事業計画」「事業報告」「予算」「決算報告」を適切に公開しています。施設ごとの活動内容においては、法人のホームページだけでなく、調布市のホームページからも閲覧できるようになっているほか、近隣の施設や小学校等には紙に印刷したものをお知らせとして配布しています。また、地域福祉の向上への取組として、子どもを法人のパン工房へ招待するフードドライブ等に取り組んでいます。
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	職務分掌等、職員の責任や権限は運営規程に明記されています。運営規程は法人と各施設の共通サーバー内に保管されており、職員は誰でも閲覧ができます。新規採用時は、規程を担当者と読み合わせるなど、職員への周知がなされています。「財務・経理」「取引」等に関しては、公平性、透明性の確保に努め、毎月外部の会計コンサルタントに監査支援を委託し、事務担当、本部事務局等を交えて内部監査を行っています。また、東京都に「指導検査」において指導を受けた内容においては改善計画を作成し、改善の取組が行われています。

## 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

	評価細目	第三者評価	コメント
23	① 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域の民生委員や福祉施設、子ども食堂、小学校や中学校と連携し、子どもの健全育成を目的とした地域の連絡会に参加し、地域ニーズの把握に努めています。また、法人が運営する放課後子供教室事業「ユーフォー」と一体となり、スライム作りなどの工作や、けん玉遊びなどのレクリエーションが定期的に行われています。地域の行事においては、児童館まつりにブースを出店したり、どんど焼きに参加するなどして、地域への理解を深める取組がなされています。今後、法人としての地域との関わり方について明文化し、職員全体で周知されることが期待されます。

24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	「調布市学童マニュアル」にボランティアの受入れを明記しており、地域の方々のボランティアの受入れを行っています。ボランティアスタッフが安心して活動できるよう、社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入するなどしています。放課後子供教室事業「ユーフォー」では、地域の将棋が得意な方を招くなどをして、子どもたちとの交流が持てる機会を設けています。今後、ボランティアを受入れる際のボランティアスタッフのオリエンテーションや、利用者への事前説明等の体制作りが期待されま			
(2) 関係機関との連携が確保されている。						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:40%;">評価細目</th> <th style="width:10%;">第三者評価</th> <th style="width:50%;">コメント</th> </tr> </thead> </table>				評価細目	第三者評価	コメント
評価細目	第三者評価	コメント				
25	① 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	地域の関係機関について、個々の子ども・保護者の状況に応じて対応できる社会資源をリスト化し、職員全体に周知がなされています。また、調布市や、調布市内の「学童クラブ委託事業者会議」に参加し、調布市と施設、管理者のネットワークが整備されています。虐待が疑われる子どもや、子どもの発達・生活の連続性を保証できるよう、小学校、幼稚園、保育園、民生委員との地域の連絡会にも参加し、地域の状況の把握に努め、必要に応じて訪問巡回やケースカンファレンスを行うなどの取組がなされています。			
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:40%;">評価細目</th> <th style="width:10%;">第三者評価</th> <th style="width:50%;">コメント</th> </tr> </thead> </table>				評価細目	第三者評価	コメント
評価細目	第三者評価	コメント				
26	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b	調布市内の「学童クラブ管理者会議」「学童クラブあり方検討委員会」において、地域社会における福祉向上に向けた取組や、子どもや保護者ニーズの対応について話し合いがなされています。また、調布市内の「放課後等デイサービス事業所連絡会」や、民生委員など、地域の組織で構成された「連絡会」にも参加し、情報交換や地域の福祉ニーズ等を把握しています。今後はさらに地域交流等を通して、地域ニーズを把握する取組の強化が期待されます。			
27	② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	地域の防災対策や、被災時における福祉的支援を行えるよう、3日間の食料備蓄や毛布などの備えを確保しています。法人が運営する施設の中には、地域と災害時応援協定を締結し、障害児者、妊婦や乳幼児の二次避難場所として指定されているところもあります。また、「フードドライブ事業」として、地域の福祉施設や団体に寄付する活動も行われ、地域のニーズに基づいた公益的な事業活動が展開されています。その他、調布市の不登校の中学生を支援する「不登校児童生徒支援プロジェクト」へも協力し、平日の午前中にスペースの貸し出しをしている施設もあります。			

## Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

## 1 利用者本位の福祉サービス

(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。

	評価細目	第三者評価	コメント
28	① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービスについて共通の理解をもつための取組を行っている。	a	「調布市学童クラブマニュアル」に子どもや保護者等を尊重した福祉サービスの実施について明記されています。毎月の職員会議にて、子どもや保護者を尊重した福祉サービス提供における基本姿勢を、法人や施設作成の「倫理綱領」と「行動規範」を用いて組織内の共通理解を図っています。また、「厚生労働省放課後児童クラブ運営指針」をベースに、子どもの人権についての啓発・掲示を行い、子どもの人権の尊重を浸透させる取組も行っています。職員の質の向上にも取り組み、「放課後児童支援員」のフォローアップ研修などの積極的な参加を促しています。
29	② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	「厚生労働省放課後児童クラブ運営指針」に子どもや保護者等のプライバシーの保護についての社会的責任が明記されています。法人作成の「プライバシーに関わる事項」においては、子どもと関わる際のプライバシーへの配慮について記載があり、職員周知を徹底し、職員教育にも取り組んでいます。また、子ども一人ひとりの状況などに合わせ、落ち着いた環境がいつでも提供できるよう、クール(カーム)ダウン室を設置しているほか、カーテンなどの仕切りや、勉強と遊びを子どもが分けて使用できるよう工夫がなされています。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている

	評価細目	第三者評価	コメント
30	① 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	法人は、ホームページに理念や概要、申し込みについてなどを掲載しており、施設ごとに写真や表、イラストを使ったわかりやすいパンフレットを作成しています。また、調布市役所は、児童青少年課の窓口で資料を置き、ホームページに申し込みや受付についての詳細やクラブ一覧などの情報が掲載されており、情報提供の内容は適宜見直されています。施設は、見学希望者には、個別に部屋を見てもらい利用について丁寧に説明しています。
31	② 放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり、子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a	施設での利用開始についての説明は、資料をもとに実施し、個別の相談にも応じています。今年度から動画配信システムを使った入会説明も徐々に進めています。配慮が必要な子どもについては、保護者に説明し同意を得た上で、調布市主催の「障害児入室審査会」で職員の加配が決定する仕組みとなっています。入会時に提出される「家庭状況表」や「児童状況表」をもとに子どもの状況を確認し、保護者のニーズなどを把握し、学童クラブでの過ごし方について個別にわかりやすく説明しています。

(3) 子どもや保護者等満足度の向上に努めている。		
評価細目	第三者評価	コメント
33 ① 子どもや保護者等の満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	調布市は年に1度「学童クラブ利用者調査」を実施し、結果報告書を作成し施設に配布しています。また、法人は調布市に保護者からの質問事項について報告しています。施設は、保護者に個人面接を年1~2回実施し、保護者の満足度を把握しています。また、コロナ禍のため、保護者会はオンラインも併用して実施しています。把握した結果は、出来る範囲で改善を行っています。また、参加されなかった保護者には、資料を配布しています。
(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
評価細目	第三者評価	コメント
34 ① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	「苦情解決実施要綱」を作成し、苦情解決の仕組みを確立しています。苦情解決の最終責任者は統括施設長・苦情受付担当は施設の主任としており、法人として苦情解決第三者委員を設置しています。また、日々話しやすい雰囲気づくりに努め、連絡帳などを活用しコミュニケーションを図っています。法人作成の苦情申出書・苦情受付書・苦情受付報告書を使用し、受付と解決を実施し、調布市にも報告しています。受けた要望などは、記録に残し職員はミーティング等で共有しています。施設は、研修を実施し職員の質の向上を進めています。
35 ② 子どもや保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。	a	法人に苦情解決第三者委員を設置しており、ホームページに苦情受付制度として苦情受付担当者等や、第三者委員、法人以外の苦情受付窓口など詳細に記載しています。施設は、子どもや保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成し、玄関に掲示しています。保護者が相談しやすいスペースとして、保護者には使用していない事務室他、子どもには使用していない事務室や和室、医務室を利用しています。
36 ③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	職員は、日頃からコミュニケーションを大切にし、子どもや保護者が意見や相談のしやすい雰囲気づくりに努めています。調布市が実施する「学童クラブ利用者調査」、お迎え時の会話や個人面談、保護者会、行事報告などから、子どもの育成状況や行事の内容、おやつについてなど保護者や子どもの意見を積極的に取り入れています。相談や意見を受けた際の記録や手順は「苦情対応マニュアル」や「対応チャート」に沿って行っています。施設は、相談や意見の内容にもとづき、研修を実施し職員の質の向上を図っています。



(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

評価細目	第三者評価	コメント
37 ① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	「事故対応マニュアル」や「事故対応チャート」により事故対応の体制が確立しています。リスクマネジメントに関する体制は、最終責任者は統括施設長、施設の責任者は主任と決めています。「リスクマネジメント委員会」を設置し、施設から委員を選出し毎月ヒヤリハットや事故報告などを検討しています。各施設では、毎月職員会議でヒヤリハットや事故報告などを行い、対応や再発防止の検討をしています。事故報告は1週間以内、対策報告書は3ヶ月後と期限を定めており、対策の検討は早期に実施しています。職員は、法人の基本研修でリスクマネジメントについて学んでいます。「安全チェック表」を作成し、年2回遊具などの点検を行い、安全面への対策を実施しています。
38 ② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症対策の最終責任者は統括管理者、施設の責任者は主任と決め管理体制を整備しています。「感染症対応マニュアル」や「フローチャート」、報告書、勉強会などを調布市や法人が整備しています。また、コロナ禍によりコロナに特化した感染対策を実施しています。各施設では、感染症の予防や安全確保に関する勉強会を開催しています。感染症の予防策として検温や清掃、手洗い、消毒を徹底し、おやつ時にはパーティションを設置しています。感染症対応マニュアルは、各施設で適宜見直しています。
39 ③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	「災害時対応マニュアル」や「対応チャート」が整備されており、台風対応・災害時避難対応などが定められています。保護者への連絡は施設の携帯電話から一斉メールを送信しています。職員の安否確認は、安全確認一斉メールを導入しており、全職員に周知されています。保護者などが災害により帰宅困難となった場合の対応方法も調布市で取り決めがあり、保護者や学校などと情報の共有がなされています。また、1日分の飲料水、非常食（アレルギー対応含む）や懐中電灯、防災頭巾、簡易トイレなどの備品は、リスト化し整備しています。避難訓練は定期的実施し、子どもに水害対策についての動画を見せるなど施設ごとに工夫しています。

## 2 福祉サービスの質の確保

(1) 育成支援の標準的な実施方法が確立している。		
評価細目	第三者評価	コメント
40 ① 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。	a	調布市作成の「調布市学童クラブマニュアル」が文書化されており、子どもの尊重やプライバシー保護、権利擁護に関わる姿勢が明示されています。また、施設でも「勤務の手引き」を作成し具体的、標準的な実施方法が文書化されています。職員へは調布市主催の公的機関の職員が関わる際の基礎知識の研修を3年に1回受講させ、育成支援の標準的な実施方法を周知徹底しています。また、職員は放課後児童支援員研修を順次受講し子どもの成長を見守る専門職としての資格を有するよう計画的に受講しています。施設は、育成日誌を作成し、児童育成状況報告書を調布市に毎月提出しています。
41 ② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	「調布市学童クラブマニュアル」に記載の標準的な実施方法は、調布市が作成しており、適宜見直されています。各施設は、調布市や法人の指示のもと職員会議や全体会議で学校の状況に合わせた勤務時間の変更やコロナ禍のマスク対応、おやつ時のパーテーション対応、検温の徹底、消毒の実施などを行っています。施設での対応は状況に応じて柔軟に変更しています。重度障害児を多く受け入れる学童クラブとしては、障害児について放課後等デイサービスと同等な個別支援計画とモニタリングを作成、実施しています。
(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。		
評価細目	第三者評価	コメント
42 ① 育成支援の計画を適切に作成している。	a	施設ごとに主任中心に市へ提出の「事業計画」や「年間目標及び指導の重点」を作成しており、計画は保護者や子どもの意見の内容などを職員会議で話し合い、利用している子どもの背景をとらえたものとなっています。また、調布市に支援計画を報告しています。施設は、四半期ごとに事業報告を作成し、法人本部が内容を確認しています。障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応は、調布市に個別に障害児育成日誌、配慮の必要な児童育成状況報告書を提出しています。
43 ② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	a	各施設は、四半期に1回、事業報告を作成し、法人の幹事・監査で報告しています。各施設では、育成状況報告書を月ごとに調布市に提出しています。四半期に一度事業報告を法人に提出し、内容は理事会、評議員会、監事監査に報告しています。施設では、主任、統括管理者を中心に職員会議等で育成支援の質の向上に関わる課題を明確にしています。中長期計画作成にあたり施設は、法人に現状や課題、新規事業のニーズなどを提案することができます。



(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。		
評価細目	第三者評価	コメント
44 ① 子どもに関する育成支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	入会時に提出される家庭状況表や児童状況表を参考に支援し、記録しています。育成支援の実施状況は、事業報告で確認することができます。職員の記録内容などの書き方は、統括管理者等が指導しています。法人の学童クラブ全体で、月1回の管理職会議や常勤会議、各施設では、毎日の全体ミーティングや月1回の職員会議、日誌、各記録類、保護者の連絡ノート、電話などで情報を共有しています。また、統括施設長が各施設に直接伝えることもあります。
45 ② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	a	子どもや保護者などの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する「個人情報保護規程」を策定し、個人情報の不適正な利用や漏えいに関する対策と対応方法が定められています。記録管理の受付窓口も決められています。職員は、法人の全体研修で教育されており「個人情報保護規程」を理解し順守しています。保護者には、調布市への入会申請時の書類に個人情報の取り扱いについて記載されており、施設は、おたよりで写真掲載の取り扱いについて伝えています。写真掲載の同意書を取り交している施設もあります。

## 第三者評価結果（内容評価基準）

\*全ての評価細目(18細目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

判断基準

a	評価細目を実施している
b	評価細目を実施しているが十分ではない
c	評価細目を実施していない

\*評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

### A-1 育成支援

(1)子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備		
評価細目	第三者評価	コメント
A1 ① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。	<b>a</b>	施設では1階と2階に育成室があり、1階では読書や学習、ブロックやカードゲームなど静的な遊びの場とし、2階ではドッジボール・ドッチビー、ろくむし等、動的な遊びの場を提供しています。別室ではままごと等の遊びも可能で、2階の廊下も遊び場として使うなど限られたスペースを有効に活用しています。体調が悪いときは医務室、カームダウン室にて静養できるようにしています。1階の育成室にはテーブルを設置しており、自発的に子どもが宿題を行うほか、夏休みなどは朝の会、掃除終了後、45分間一斉に勉強する学習時間を設けています。
(2)放課後児童クラブにおける育成支援		
評価細目	第三者評価	コメント
A2 ① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	<b>a</b>	子どもが自ら進んで通うことが出来るように、職員は、その時々の子どもの様子に細やかに対応しながら、支援をしています。長期休み前等には、子どもが放課後児童クラブでの過ごし方を理解できるよう、朝の会等で説明するとともに、スケジュールボードや絵カード等で情報を伝えています。また保護者には子どもの様子と育成支援の内容をおたよりや、保護者会でのスライドショー等を用いて伝えています。また必要に応じて、連絡帳やお迎え時、電話、面談等で伝えています。放課後児童クラブに通う事の必要性について、保護者に入会前に個別面談や全体の入会説明会等で学童クラブの生活等について説明しています。

A3 ② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	a	施設では市内の他の施設では受入れが難しい障害のある子どもを受け入れていることもあり、その子どもの送迎についても援助しています。車両の運転は運輸会社のドライバーに依頼していますが、安全のため、職員が添乗業務を行っています。出欠については連絡帳や電話で連絡を受けています。長期休暇中の分は別途アンケートを実施して把握しています。また、当日の変更も電話等で受けています。各家庭に緊急連絡先を優先順位順に3ヶ所ほど伺い、登室予定の子どもが下校時間より概ね15分以上経っても登室しない場合、他の子どもへの確認を行い、保護者に連絡しています。また、状況により学校にも連絡するようにしています。
(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援		
評価細目	第三者評価	コメント
A4 ① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。	a	施設での過ごし方は、簡潔でわかりやすいものにするため、その日の出欠、予定や帰宅時間、帰宅コースなど、室内掲示や口頭説明（全体や個別）で生活の流れが理解できるようにしています。遊びに夢中になり、時間を忘れてしまう子どももいるため、時間の感覚を身につけられるようタイムタイマー等を活用しています。長期休暇中はミニイベント等を企画・実施しており、外のスペースを使つての水遊びや、外部からのボランティアを招いてのジャズアートや手品、また普段より時間をかけて取り組める工作などを行っています。
A5 ② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	a	子どもが放課後児童クラブにおける生活を通して、基本的な生活習慣を身に付けることができるように毎月の目標の中に生活習慣に関わる項目を盛り込んでいます。どの子にも伝わりやすいように、玄関にはまず、施設に来たら、検温、アルコール消毒を行う、所定のロッカーに荷物を収納するなどの一連の行動を絵付きで掲示し、日々の習慣づけをしています。週末には個人ロッカーの整理整頓を行うよう声掛けをしています。また1日育成日は全員での掃除時間を設けています。以前はおやつ当番、かたづけ当番など班活動を行なっていましたが、現在は感染症対策のため、おやつを個別にとっていることなどから、班活動などが行えていません。

<p>A6 ③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。</p>	<p><b>a</b></p>	<p>個々の子どもが発達段階にふさわしい遊びと生活ができるように、職員は全体の安全を見守りつつ、配慮が必要な子ども、障害児には一対一で職員を配置し、一人でも他児とも希望する遊びができるように支援しています。一人ひとりの子どもの普段の健康や心身の状態についての特徴を把握しており、登室時の検温と全身状態を目視し、子どもの状態を確認しています。当日のリーダー職員を中心に職員間で情報を集約し、共有しています。不調者は医務室やカームダウン室で静養するようにしています。放課後児童クラブ外の遊びの場としては近隣の公園などに遊びに行くことがあります。地域の児童館については、主に学区内児童を対象に利用し、卒会後の放課後の居場所として利用しやすいように配慮しています。</p>
<p>A7 ④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。</p>	<p><b>a</b></p>	<p>施設では健常児の他に障害のある子どもの受入れを行っており、互いの理解を深め包容・参加（インクルージョン）の考えのもと、支援を行っています。現在は障害がもととなったトラブルは無いようですが、子ども間のトラブルが発生した際には当該の互いの子どもの話を聴き、気持ちや言い分を共有することで、本人間で解決できるよう見守り、必要に応じて仲立ちしています。子ども同士は学校での関係性を引きずることも多く、トラブルは早い段階で対応し、いじめに発展しないよう配慮しています。配慮が必要なケースは保護者、学校、児童青少年課などと連携し、早期に連携し解決を図ります。</p>
<p>A8 ⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。</p>	<p><b>a</b></p>	<p>放課後児童クラブでは、職員は日頃から子どもの意見に耳を傾け、また子どもの思いや感情、悩みや相談事も話せるような信頼関係を築いていくことが求められており、日々の支援の中での会話や、その子どもの特性としてひとりである子どもと話をしながら子どもの意向の把握に努めています。日々のミーティングや会議等で、子どもの情報を共有し、子どもへの対応や行事内容等について検討しています。施設の特性上、集団遊びがやや難しいことや、マンツーマン対応をする必要が多いことなどから、人員配置としての問題もありますが、細やかな対応が維持されることが期待されます。</p>

(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援		
評価細目	第三者評価	コメント
A9 ① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。	a	施設では、他の学童クラブでは受入れが困難な障害児も併せて15人まで受入れが可能です。役所の主管課窓口他、調布心身障害児者親の会、子ども発達センター、保育園等からも案内しています。受入れの判断について、判断の基準や手続きについては調布市の入会案内等で明記されています。障害のある子どもの受入れにあたっては、市の基準に則り個別面談の上、個別支援計画を作成し、年に1回モニタリングを実施しています。保護者とは連絡帳のやり取り、電話等で緊密に連携をし、障害児や配慮児は職員が1対1で支援しています。また障害特性理解のため職員研修を充実させています。
A10 ② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	a	障害のある子ども一人ひとりの状況や育成支援の内容について、個人記録、日々の支援記録メモ、連絡帳のコピー、日誌のトピックス欄に記入することで記録をしています。それらの情報を毎日のミーティング（正規職員は午前中、臨時職員は午後の出勤時間に合わせて複数回実施）、職員会議、全体会議等で共有を図り、また事例検討する機会を設けています。また当該児の関係する学校をはじめ、子ども発達センター、児童青少年課、障害福祉課等と連携を図っています。
A11 ③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	a	施設では子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での状況等について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子ども家庭支援センター、児童青少年課、障害福祉課、児童館等関係機関と連携して適切な支援につなげています。日頃の子どもの会話の中や表情、服装等、細かな点を注視し、家庭内での虐待やネグレクト、ヤングケアラーといった状況がないか見守りを行っています。問題発覚の際は速やかに関係機関に連絡する体制ができています。地域の子ども連絡会、学校、児童養護施設、婦人保護施設、児童館、子ども食堂、民生委員等の定期会合に参加し、子ども家庭支援センターとは密に連携しています。

(5) 適切なおやつや食事の提供		
評価細目	第三者評価	コメント
A12 ① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	a	おやつの提供は、職員が近隣のスーパーマーケットやおやつの宅配で購入し 誕生会やクリスマス、ハロウィンでは、「スペシャルおやつ」としてケーキ等普段と違うものを提供しています。壁に模造紙を貼り、子どもが好きなおやつを記入してもらい、希望を取り入れる工夫をしています。アレルギーを持っている子どもがいるかどうかに関わらず、おやつの購入時等に、いくつかの食材については、購入を避けて誤食等のリスクを下げています。イベントの際には、アレルギーを持った子どももなるべく皆と同じおやつが食べられるよう、ケーキ等の選び方に配慮しています。おやつ時には、コロナ対応として柔らかいビニールのパーテーションを配置し、8人ずつ交代でかごから好きなおやつを選んで食べています。
A13 ② 食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	a	「食物アレルギー対応マニュアル」や「緊急時個別対応フロー」に沿って事故の手順を決め、職員は、市主催の研修を受講し知識を得ています。子どものアレルギーの有無や状況は、入会時の個人面談で確認し、市が定めた書類に記入するとともに、学校へ提出する「学校生活指導管理表」のコピーをいただいています。職員は情報や対応を全体会議で共有しています。また、アレルギーの状況が変わった時は、保護者面談を行い確認しています。エピペンを持っている子どもは、保護者におやつの持ち込みを依頼しています。東京慈恵会医科大学付属第三病院と市が提携している「ホットライン専用電話」から緊急時に適切な指示が得られるようになっていきます。それに伴い、常勤職員・非常勤職員に食物アレルギー研修やエピペンの実技研修を実施しています。窒息事故防止のため、飴やグミ、こんにやくゼリーは提供していません。食中毒防止については、児童青少年課からお知らせが配布され、施設でも保護者におたよりなどで伝えていきます。



(6) 安全と衛生の確保		
評価細目	第三者評価	コメント
A14 ① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	a	職員は、毎日、子どもの帰宅後に表に基づき施設の清掃や消毒・施設点検を実施しています。「安全点検チェック表」を使い年2回遊具等の点検を実施しています。事故やケガの防止、発生時の対応について「リスクマネジメント委員会」でルール化した「事故対応マニュアル」「緊急対応チャート」に沿って実施しています。お迎えのルールなどが決められており、年度始めに子どもの降室ルートを、保護者に説明し同意を得ています。また、子どもにも降室ルートを守って帰るよう伝えています。事故やけがの発生時には、保護者と連絡を取り対応し、発生時刻や場所、内容、対応などを事故報告書やヒヤリハットに記録しています。また、保護者の緊急連絡先は、優先順に数ヶ所聞き取り表を作成しています。市の方針で職員は上級救命技能認定資格を取得し、非常勤職員には普通救命講習の取得も勧めています。
A15 ② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	a	施設では、職員が毎日、館内の掃除や消毒を一覧を使い、分担して実施し、手指消毒用アルコールや手洗い石鹸、使い捨てペーパーなどの補充を行っています。また、法人の衛生委員会が作成した照明の明るさや滑りやすいところ、ドアの開閉などの「職場環境点検」を年1回実施し、改善しています。調布市は、抗ウイルス抗菌コーティングの施工や月1回の業者の清掃を実施しています。子どもは、夏休みなど一日利用の日は、午前中朝の会の後でほうきを使った掃き掃除や消毒、本の整理、下駄箱の掃除などを行っています。調布市の学童クラブでは子どもが調理することは禁止されています。職員は、手洗いや爪切り、消毒など衛生管理を徹底しています。



## A-2 保護者・学校との連携

(1) 保護者との連携		
評価細目	第三者評価	コメント
A16 ① 保護者との協力関係を築いている。	b	職員は、日々話しやすい雰囲気づくりに努め迎え時の話や連絡帳などを活用しています。保護者会は、オンラインを併用して子どもの様子を伝えています。次年度の障害児利用の大幅な増加をふまえ、4月の保護者会で、重度障害児を多く受け入れている施設としては、一般的な施設同等の行事を実施することが難しい状況にあること、全体として、細やかな育成支援を実施することを保護者に伝える予定です。コロナ禍の現状で出来ることとして、近隣の公園にお弁当を持って遠足に行くなどしています。宿題や自主学習は、本人の意思で行い、施設として強制できないことを説明し、できることとして声掛けをすることで保護者の理解を得られています。また、夏休みや朝からの利用の日は、午前中に学習時間を設けています。
(2) 学校との連携		
評価細目	第三者評価	コメント
A17 ① 子どもの生活の連続性を保障するため、学校との連携を図っている。	a	学校との連携は、主に統括管理者と主任で行っています。施設は、6ヶ所の小学校の子どもが利用しており、必要に応じて連携を図っています。子どもの状況が落ち着いた7月に健常児の子どもが通う学校の担任と子どもの情報交換の機会をもっています。気がかりなことは、学校に問い合わせたり、障害児枠の子どもについては、学校お迎え時に口頭で聞くなどの対応をしています。また、年に1回特別支援学校の先生の施設訪問を実施しています。特別支援学校主催の放課後等デイサービス連絡会や調布市子ども家庭支援センター「すこやか」主催のケア会議に関係機関や学校も出席し情報交換を行っています。毎月保護者に依頼し、下校時刻や学校行事などの一覧をもらっています。子どもの帰りが遅い時などには、施設から保護者に電話連絡をし、必要に応じて学校へ連絡しています。地域の小学校へは4月の下校指導時に学校に子どもを迎えに行き、各自に下校ルートや気をつける箇所の確認を行っています。

## A-3 子どもの権利擁護

(1) 子どもの権利擁護		
評価細目	第三者評価	コメント
A18 ① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a	職場倫理は、「虐待防止マニュアル」や「勤務の手引き」「職員行動規範」に具体的に明文化されており、学童クラブにおける虐待などの禁止と早期発見についてや権利侵害の早期発見と対処のための具体的な取組を定めています。職員会議などでは、毎回法人の経営理念を暗唱しています。職員は、毎年、法人の「虐待防止委員会」が作成した「セルフチェックアンケート」を実施し、事例内容などを回覧し共有しています。また、入職時研修や調布市主催の虐待についての研修や「虐待防止委員会主催研修」に参加しています。職員は、子どもから直接意見を聞くだけでなく、壁に模造紙を貼り、子どもが希望する行事の意見やおやつについて書くことやご意見箱を設置して子どもの意見を取り入れています。また、日常的な会話の中から状況等を把握し対応しています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323